

南丹市立図書館

中央図書館 TEL (0771) 68-0080

八木図書室・日吉図書室・美山図書室

(休館日:毎週月曜日・祝日)

http://library.intra.city.nantan.kyoto.jp/

No.20

図書館へようこそ!



イメージキャラクター「なびっど」

知りタイガー!、読みタイガー!、聞きタイガー!

寅(とら)年の今年も、図書館で一人でも多くの方が忘れられない1冊の本と出合うことができそうですよ!

紀元前の昔から図書館は世界中で存在し、書物を収集・保存・提供することで、先人の知恵を後世に伝えるという重要な使命を担っています。

さて、南丹市民の皆さんは昨年1年間、図書館でどのくらい『先人の知恵』と出合っていたでしょうか? 先人の知恵というと大げさか

もしれませんが、何げない小説の中からでも、悩みを解きほぐし、生きる支えになる文章と出合うこともあります。

今年の干支は寅。『知りタイガー!、読みタイガー!、聞きタイガー!』で、今年も図書館は、皆さんの「知りたい、読みたい、聞きたい」好奇心を応援します!

新刊紹介



『ビッグブック』

100かいだてのいえ

作…いわいとしお

発行…偕成社

この細長〜い本、縦の長さは116センチ! 100階建てのてっぺんまで、1階から順番に絵を上になぞりながら、上っていきましょう。



『かぎ針編みの湯たんぽカバー』

発行…日本放送出版協会

エコで安全ということ、湯たんぽが見直されています。あったかい湯たんぽに手づくりのカバーを付けてみませんか? 温かさ倍増間違いなし!

暮らした

ホッと

—第5回—
消費生活情報

◇過量販売被害に 新たな救済制度!

悪質な「過量販売」を規制

ひとり暮らしの高齢者が訪問販売で布団や健康食品、住宅リフォームなど同種の商品やサービスが必要な量を超えて契約させられ、家族などが気付いた時にはクーリング・オフ期間も過ぎていたという被害が全国的に発生しています。

こうした被害を未然に防ぎ、また、被害から救済するために特定商取引法が改正され、「過量販売」が規制されることになりました。(平成21年12月1日施行)

この制度はクーリング・オフに似ていますが、申し込みの撤回または解除をすることができ、期間が「契約締結日の翌日から1年間」となっています。

断りきれず...

【相談事例】

ひとり暮らしの高齢者の母の家を訪れた時に、新しい布団が5組積んであった。母に聞くと6カ月前に販売員が来て断りきれずに契約したと言う。契約書面も整っており、クーリング・オフ期間も過ぎていたが、必要ないのでも解約したい。



…という場合、「過量販売」に当たると契約解除をすることができます。「解除通知」を販売業者(クレジット契約をしている場合には同時にクレジット会社にも)に、配達証明付き内容証明などで送ります。契約解除の方法など、詳しいことは商工観光課 (Tel 0771-6810050) へお問い合わせください。

なお、「過量販売」とは、その消費者の日常生活において通常必要とされる分量を超える商品の販売や役務の提供をいい、過量の判断は消費者の家族構成やライフスタイルによって異なります。

(商工観光課)